

平成 30 年度 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構調達等合理化計画【評価結果】

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成 27 年 5 月 25 日（総務大臣決定）」に基づき策定した「平成 30 年度 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構調達等合理化計画」について、当該計画に定める評価指標を達成するための各種取組の達成状況及び実行性等について以下のとおり自己評価を実施した。

1. 平成 30 年度調達等合理化計画の実施状況

調達等合理化計画	実施状況
<p>1. 重点的に取り組む分野</p> <p>(1) 適正な調達手続の確保</p> <p>一般競争入札における応札者を拡大し、更なる競争性の確保等を図ることとし、次の取組を継続実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 最低公告期間の十分な確保（最低価格落札方式は、原則 20 日以上）</li> <li>➤ 業務請負等の受注者準備期間の十分な確保</li> <li>➤ 応札者に分かりやすい仕様書の作成・仕様書及び発注単位の総点検</li> <li>➤ 入札条件等の総点検</li> <li>➤ 電子入札の全契約への適用（業者事情により実施できない場合は除く。）</li> <li>➤ 業界団体等への入札情報の提供</li> <li>➤ 予定価格設定方法の見直し</li> <li>➤ 応札者実績リストの作成</li> <li>➤ 年間発注計画の作成及びホームページ掲載</li> <li>➤ 一者応札案件に対し、応札しなかった企業へのアンケート</li> <li>➤ 一者連続受注案件に対する、コスト分析等に資する履行実績調査の実施</li> <li>➤ 人件費及び物件費データベースの更なる充実</li> <li>➤ 関係法人との契約の適正化</li> </ul> <p>さらに、一般競争入札における実質的な競争性が確保されているか否かについて検証するため、</p>	<p>1. 重点的に取り組む分野</p> <p>(1) 適正な調達手続の確保</p> <p>一般競争入札における応札者の拡大に向け、更なる競争性の確保を目的として、公告期間・受注者準備期間の十分な確保、分かりやすい仕様書の作成、仕様書・入札条件等の点検、電子入札の活用、応札者実績リストの作成、年間発注計画の作成及び機構ホームページ掲載、入札不参加企業へのアンケート調査、人件費、物件費データベースの更なる充実、旧関係法人へのモニタリング（※平成 30 年度期首より、関係法人に該当する法人はなし）等の取組を継続実施するとともに、より適正な契約に資するべく、予定価格設定方法の見直しを実施した。</p> <p>評価指標「一般競争入札における落札率 100% の削減」については、一般競争入札を実施した 3,173 件に対し、落札率 100 パーセント案件は、265 件（8.4%）となっており、平成 29 年度実績 140 件（4.8%）に比べ、125 件 3.6 ポイント増加となった。主な増加要因としては、既施設の保守・点検業務や専門性の高い研究開発業務等の労働者派遣契約が大幅に増えたことによる。（平成 29 年度実績：14 件⇒平成 30 年度実績：130 件）当該契約は、同スペックで継続的に契約していることから高落札率になりやすく、その複数年契約の更新</p>

<p>落札率が 100%等、高落札率となっている契約案件についての原因の分析・検討を実施し、必要に応じて予定価格の設定方法の見直し等の対策を講じる。また、連続して一者応札・応募が継続している契約案件についての分析・評価を行い、研究開発業務の特殊性を考慮した随意契約も含めた合理的な契約手続を実施する。</p> <p><b>【評価指標：一般競争入札における落札率 100%の削減、研究開発業務の特殊性を考慮した合理的な契約手続への移行】</b></p>	<p>時期が平成 30 年度に集中したためである。評価指標「研究開発業務の特殊性を考慮した合理的な契約手続への移行」については、研究開発、実験等の成果の継続性や研究開発に係る設備機器の互換性の確保等を理由とした競争性のない随意契約を 132 件実施した（平成 30 年度における少額随意契約基準額を超える全契約件数 4,731 件に対して 2.8%）。また、連続して一者応札・応募が継続している契約案件（477 件）についての分析・評価を行い、製造元やその代理店以外による契約履行が実質的に困難な案件や、応札者拡大の取組を実施してもなお競争環境が整う見込みがない案件について、合理的な契約方式として確認公募による競争性のある契約に 14 件移行し、昨年度に引き続き、研究開発業務の特殊性を考慮した随意契約とあわせ、連続して一者応札・応募が継続している契約数の削減に努めた。</p>
<p>(2) 一括調達・単価契約の推進</p> <p>環境負荷の少ない物品等の調達を実施するとともに更なる契約事務の効率化及び経費節減を図るため、機構内における単価契約を含む一括調達の取組を継続実施する。</p> <p><b>【評価指標：対象範囲の拡大検討】</b></p>	<p>(2) 一括調達・単価契約の推進</p> <p>環境負荷の少ない物品等の調達を実施するとともに更なる契約事務効率化及び経費節減を図るため、機構内における単価契約を含む一括調達について、以下の取組を継続するとともに他法人とのスパコン共同調達に係る契約事務手続の範囲や経費負担などの検討を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・類似の事業類型に対応した一括調達の実施については、コピー用紙、事務用品等について、茨城地区の 4 拠点（本部、原子力科学研究所、核燃料サイクル工学研究所、大洗研究所）分を取りまとめた上で、一般競争入札を実施し、経費削減や業務の効率化を継続した。</li> <li>・電気需給契約については、機構全体として単独で契約していた小規模施設（宿舍等）を拠点内で一括調達を実施し、競争性の確保を継続した。</li> <li>・機構内で幅広く使用されているマイクロソフト office 製品について、調達の合理化及びソフトウェアライセンス管理の適正化の観点から、年 2 回全拠点分を取りまとめた上で、一括調達を実施し契約業務の効率化を継続した。</li> </ul> <p>引き続き、対象範囲の拡大に向け取組を継続する。</p>

<p>(3) 職員等のスキルアップ</p> <p>契約業務に係る初任者向けの契約初任者研修及び実務者向けの契約実務者研修を開催することで、契約事務の基礎知識、応用力等を習得させることにより契約部門の生産性の向上に努める。</p> <p><b>【評価指標：開催回数1回以上/年】</b></p>	<p>(3) 職員等のスキルアップ</p> <p>契約事務の基礎知識、予定価格の積算方法、各種契約方式の実務上の留意点等を習得させるため、契約業務初任者を対象とする研修を実施した。(平成30年11月に29名受講)</p> <p>また、適正な予定価格設定のため、積算方法について契約担当課長や契約実務者を含めた会議により周知・指導を実施した。(平成31年2月に30名受講)</p>
<p>2. 調達に関するガバナンスの徹底</p> <p>(1) 随意契約に関する内部統制の徹底</p> <p>随意契約を締結することとなる案件について、法人内に設置されている契約審査委員会により、「随意契約によることができる事由」(会計規程)との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から、事前の点検を実施する。</p> <p><b>【評価指標：契約審査委員会による点検件数：少額随意契約基準額超全件】</b></p>	<p>2. 調達に関するガバナンスの徹底</p> <p>(1) 随意契約に関する内部統制の徹底</p> <p>平成30年度においても少額随意契約基準額を超える全ての随意契約(761件)について、専門的知見を有する技術系職員を含む機構職員及び外部有識者(2名)を委員として構成する契約審査委員会(委員長は契約部長)により、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検・検証を実施した。</p>
<p>(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組</p> <p>契約に係る内部規程等の点検、外部講習受講等により、不祥事発生の防止に取り組む。また、懸案事項の発生、規程等の改正を実施した場合は綿密な連携強化及び共通認識を図るため契約担当課長を対象とした会議を実施する。さらに、契約に係る事務手続は適正に行われているか、関係書類は適正に管理されているかなどに着眼し、契約審査を実施する。加えてリスクマネジメントを推進することにより、契約業務に係るリスクを抽出し、必要に応じて対策を講じる。加えて各拠点の契約請求発注部署を対象に発注計画に対するヒアリングを実施するとともに経費節減の検討や契約の適正化に関する説明会を実施し、契約の競争性、透明性及び公平性の確保に努める。</p> <p>全職員に対して研究不正防止及び入札談合の未然防止の観点からeラーニング等の教育・啓蒙活動を実施する。</p>	<p>(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組</p> <p>不祥事の発生の未然防止・再発防止のための相互牽制機能として、契約部及び各研究開発拠点契約担当課が連携し、次の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各拠点契約担当課長を対象とした会議を3回開催し、懸案事項の発生した場合又は規程等の改正を実施した場合など、密な連携強化及び共通認識を図った。さらに各拠点の契約請求発注部署を対象に発注計画に対するヒアリングを実施するとともに、契約の適正化に関する説明会を実施した(全8拠点)。</li> <li>各拠点契約の契約審査を8回実施し、契約に係る事務手続は適正に行われているか、関係書類は適正に管理されているかなどを評価した。</li> <li>リスクマネジメントの観点から、契約業務で想定されるリスクの抽出を行うとともに、契約担当課長会議等において認識の共有化を行った。</li> </ul> <p>契約関係職員のみならず全役職員に対して入札談合の未然防止を図るため、eラーニングによる入札談合防止教育を実施した(受講率100%)。</p>

	「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を踏まえ、研究費の不正使用の未然防止を図るため、eラーニングによる研修を実施した（受講率100%）。
<p>(3)利害関係者等との接触に関する取組</p> <p>利害関係者等と職務に関し接触する場合における留意事項等を遵守し、職務遂行の公正性を確保するとともに、利害関係者等との接触記録を機構ホームページで公表する。</p> <p>また、機構内外からの通報の利便性及び秘匿性を向上するため、機構外通報窓口及び離職役職員以外からの不公正な取引行為を受けた場合の報告・通報制度を継続する。</p> <p>これらの規定や外部通報窓口等が有効に機能しているか等について、引き続き監視・検討していく。</p>	<p>(3)利害関係者等との接触に関する取組</p> <p>利害関係者等と職務に関し接触する場合における留意事項等に基づき、利害関係者等と機構職員が契約手続、仕様等に関して接触した場合は接触記録を作成し、四半期ごとに機構ホームページにて公表する取組を継続した。</p> <p>また、機構内外からの通報の利便性及び秘匿性を向上するため、機構外通報窓口（弁護士事務所）及び離職役職員以外からの不公正な取引行為を受けた場合の報告・通報制度の運用を継続した。</p>

## 2. 平成30年度調達等合理化計画における自己評価

一般競争入札における応札者の拡大に向け、更なる競争性の確保を目的とした各種取組を継続するとともに、研究開発業務の特殊性を理由とした「特命クライテリア」を適用した競争性のない随意契約を132件（2.8%）実施した。あわせて、一者応札が継続している契約案件の一部を確認公募による競争性のある契約に着実に移行した。

落札率100パーセント案件の削減については、265件（8.4%）となっており、平成29年度実績140件（4.8%）に比べ、125件（3.6ポイント）増加となった。主な増加要因としては、既施設の保守・点検業務や専門性の高い研究開発業務等の労働者派遣契約が大幅に増加したことによる。当該契約は、同スペックで継続的に契約していることから高落札率になりやすく、その複数年契約の更新時期が平成30年度に集中したためである。落札率100パーセントの削減に課題は残るものの、契約監視委員会の点検を受け、引き続き原因の分析・検討を行うことにより、更なる契約の適正化を図る。

また、契約審査委員会による審査、研究不正及び入札談合の防止に係るeラーニングなどの各種教育の実施並びに各拠点への発注計画に対するヒアリングや契約の適正化に関する説明会等を通じ調達に関するガバナンスの徹底を図った。

引き続き、調達等合理化計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施について契約監視委員会において実施状況の点検を受け、契約の更なる合理性、競争性、透明性及び公正性の確保に向けた取組を実施する。

以上